住所　福岡市博多区千代２丁目８番６―311号
馬紅傑　昭和56年８月27日生
住所　島根県松江市東生馬町37番地13
権宏和　平成２年２月１日生
住所　東京都大田区西蒲田７丁目54番７号
孫賢清　昭和58年12月19日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央１丁目21番11―603号
呉小梅　昭和58年10月15日生
住所　横浜市金沢区富岡東４丁目３番20号
モハメド・アブ・バカル・シディキ　昭和49年７月13日生
タスピア・ジャハン・サクラ　平成21年３月30日生
サイバ・ジャハン・シディキ　平成23年２月９日生
住所　川崎市川崎区東田町２番地10
王峰　昭和60年１月12日生
王嘉淇　平成24年４月16日生
住所　埼玉県川口市新井町５番９号
梁英　昭和58年３月５日生
住所　東京都世田谷区鎌田２丁目15番22号
李在分　昭和16年１月11日生
住所　三重県津市半田2333番地
金光子　昭和23年５月15日生
呉将生　昭和51年１月28日生
住所　福岡市早良区小田部１丁目１番８号
張浜浜　昭和60年１月21日生
住所　大阪市淀川区西中島６丁目５番22―602号
楊学慶　昭和57年６月17日生
住所　岡山市北区南方５丁目７番１号
周静　昭和47年６月４日生
王秀麗　昭和48年12月７日生
周雨霖　平成10年６月19日生
住所　東京都足立区西新井栄町１丁目18番11―1201号
アグニミトラ・シェーカル　昭和50年２月９日生
住所　福岡市中央区薬院４丁目６番22―303号
李知佐　昭和44年４月６日生
住所　埼玉県草加市谷塚仲町357番地１
劉冬薇　昭和62年11月29日生
住所　千葉県習志野市津田沼３丁目20番４―202号
范琳　昭和54年５月16日生
住所　神戸市垂水区向陽３丁目５番13号
田眞緒　昭和59年９月25日生
住所　東京都足立区伊興３丁目18番18号
金紅梅　昭和55年４月12日生
住所　三重県津市上浜町２丁目31番地
ミチコ・ナベタ・カマルゴ　平成５年２月１日生
住所　千葉県東金市小沼田1533番地
李㵢潔　平成５年９月22日生
住所　千葉市美浜区打瀬２丁目５番地
金潤　平成４年８月27日生
住所　千葉県銚子市新生町１丁目46番地３
フクミ・アズミ　平成16年10月11日生
住所　東京都杉並区堀ノ内２丁目32番４号
章篠琳　昭和60年１月20日生
住所　千葉県習志野市谷津２丁目５番41号
金崇謙　昭和59年９月12日生
住所　北九州市門司区藤松３丁目１番20号
鄭春子　昭和10年６月19日生
住所　北九州市若松区浜町３丁目14番19―407号
鄭暁　昭和33年７月27日生

○外務省告示第三百六十六号

平成二十五年十一月二十一日にラマッラで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億四千万円
3　署名者
日　本　側　松浦純也パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長
世界食糧計画側　パブロ・リカルデ西岸・ガザ事務所代表

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十七号

平成二十五年十一月二十七日にジブチで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億四千万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　西岡淳在ジブチ大使
ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十八号

平成二十五年十一月二十六日にローマで、カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億七千万円
3　署名者
日　本　側　河野雅治在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ副事務局長兼支援業務最高責任者

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百六十九号

平成二十五年十一月二十六日にローマで、スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千万円
3　署名者
日　本　側　河野雅治在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ副事務局長兼支援業務最高責任者

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十号

平成二十五年十一月二十六日にローマで、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億六千万円
3　署名者
日　本　側　河野雅治在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ副事務局長兼支援業務最高責任者

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十一号

平成二十五年十一月二十六日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億千万円
3　署名者
日　本　側　河野雅治在イタリア大使
世界食糧計画側　アミール・アブドラ副事務局長兼支援業務最高責任者

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千九百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字大向峰西乙二五九から西乙二六一まで、字赤倉沢戊五二一の一、字下倉戊五二四の一、戊五二七、戊五二八・戊五二九合併、戊五三〇、戊五三一の子、戊五三一、戊五三二、戊五三三、戊五三五の子、戊五六一から戊五六三まで、字大峯戊八三六、戊八三九から戊八四五まで、戊八四八、戊八四九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
一　主伐は、択伐による。
二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）